

児童福祉司は他領域で専門性をどのように発揮していくか — 経験者らの実践に着目して —

How are Child Welfare Officers' Specialties Utilized in Other Fields?
— Focusing on the Practices of Experienced Child Welfare Officers —

川 並 利 治 (人間科学部こども学科教授)

Toshiharu KAWANAMI (Faculty of Human Sciences, Department of Child Study, Professor)

三 和 直 人 (金沢市福祉健康局福祉政策課主査)

Naoto MIWA (Kanazawa City Welfare Policy Section, Social Welfare and Health Bureau, Assistant Manager)

井 上 景 (長野大学社会福祉学部社会福祉学科准教授)

Takashi INOUE (Nagano University Faculty of Social Welfare, Department of Social Welfare, Associate Professor)

池 田 貴 昭 (金沢市立矢木保育所主査)

Takaaki IKEDA (Kanazawa City Yagi Nursery School, Assistant Manager)

〈要旨〉

児童相談所に勤務する児童福祉司は、専門性の高い「スペシャリスト」として活躍が期待される一方、公務員という側面から人事異動により、「ジェネラリスト」としてのスキル獲得も要求される。

近年、国主導のもと児童福祉司の増員が図られつつあり、経験年数の積み重ねや人材育成が喫緊の課題として存在しながらも、関連部局への異動、管理職への登用及び研究職への転身等、そのキャリアパスは多様化が見られる。それゆえ児童福祉司のキャリアパスのあり方について積極的に検討・明示していく必要があるのではないだろうか。

児童相談所勤務を経た後、様々な領域に身を置く児童福祉司経験者の実践から考察し整理すると、「権利擁護の実践者」として、「関係部署との連携・調整」、「危機介入を含めたリスクマネジメント」により「横断的なソーシャルワーク」が他領域において展開可能であることが示唆された。

〈キーワード〉

児童相談所, 児童福祉司, 専門性, ソーシャルワーク, キャリアパス

はじめに

児童福祉司は、児童福祉法第13条第1項に基づき、都道府県・指定都市及び児童相談所設置市が設置する児童相談所にて配置される職種である。養護相談（虐待を含む）、障害相談、非行相談、育成相談、保健相談等その相談援助業務は多岐に渡るが、近年は虐待相談が大きなウェイトを占め⁽¹⁾、もっぱら虐待の対応に追われている。

児童相談所では、児童福祉司の不足やバーンアウト、経験年数の積み重ねや人材育成面等で様々な課題を抱えつつも、国主導のもと児童福祉司の増員が図られつつある。

2016年に厚生労働省が策定した「児童相談所強化プラン」では、児童福祉司の増員目標を掲げ、以降2018年の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」、

2022年の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に引き継がれ、2024年度には6,850人程度まで増員が図られる予定である。加えて、児童福祉司等の採用活動等の補助である「児童福祉司等専門職採用活動支援事業」や、児童福祉司任用資格の取得支援のため自治体が受講料や旅費等を補助する「児童福祉司任用資格取得支援事業」の実施等、国も児童福祉司の配置及び養成に関し、量的・質的拡充に向けた取組みを始動している⁽²⁾。

児童福祉司は、「スペシャリスト」として高い専門性を発揮することが期待される一方で、公務員という側面から人事異動は避けられず、他部署での知識や法令解釈、事務処理等「ジェネラリスト」としてのスキル獲得も要求されている。特に少数体制の児童相談所においては、職員のマ

ンネリやバーンアウトを防ぐためにも、一定期間での異動を肯定視する考え方もある³⁾。

では、児童福祉司は、児童相談所と異なるフィールドに身を移した場合、それまで培った専門性をいかに発揮していくのだろうか。これが本稿における筆者らの研究の問いである。先行研究が管見の限りほぼ見られないため、本稿では筆者らが在籍していた金沢市児童相談所での実践に着目した。

金沢市児童相談所は、2006年に全国の中核市で初めて設置された児童相談所である。開設当時は人口約45万人に対してわずか6名の児童福祉司で、スタートした⁴⁾。その後、計画的に採用が行われ続けた結果、現在では17人が在籍している⁵⁾。

児童相談所からの異動先は、かつて限定的であったが、徐々にその幅が広がり、こども未来局（子育て支援課、保育幼稚園課、保育所）、福祉健康局（福祉政策課、生活支援課、障害福祉課）、教育委員会（学校教育センター、市立工業高校）等、様々な関連部局内での専門的な相談業務や事務、保育、教育に従事している。近年では管理職への登用や、研究職への転身等、児童福祉司経験者のキャリアパスあるいはセカンドキャリアは多様化が見られる。

今後、一層の増員が見込まれる児童福祉司のキャリアパスの構築は、喫緊の課題であり、その方向性や在り方を検討し、明示していくことは後進らの可能性や選択肢を広げる「羅針盤」になるとも考える。

本稿では、児童福祉司経験者である筆者ら4名⁶⁾が、実践活動からの考察、整理を通じ、他領域において児童福祉司が発揮可能な専門性について明らかにしたい。

1 児童福祉司の専門性とは

1-1 児童福祉司の業務

児童相談所は、「相談機関」としての役割がある。第三筆者が勤務した頃の児童相談所は、既に、虐待対応が中心となっていたが、それでも、障害のあるこどもの相談や受給者証の発行のための社会診断などを児童福祉司が担っていた。そのため、相談ニーズを引き出し寄り添いながらジェネラルなソーシャルワークを実践し相談支援を行っていた。

近年、児童相談所は、権利侵害からこどもを守る役割が重点的な業務になってきたことは、言うまでもない。こども虐待を取り扱う最前線の機関であり、例えば、児童相談所が行使する一時保護は、親だけでなく、こどもへの権利侵害も生じる可能性の高いものである。これらに対応するジェネリックかつスペシフィックなソーシャルワークを行う養護相談が、児童相談所の受理件数の49.7%を占めるとともに、その中に含まれる児童虐待相談は、全ての相談種

別において、最も多い割合を占めている。児童虐待相談は、質量共に、児童福祉司の主要な業務⁷⁾であると言える。

1-2 児童福祉司の専門性

児童相談所が、「相談機関」であり「こどもの権利擁護機関」であるとするれば、児童福祉司は、通常のジェネリック・ソーシャルワークとスペシフィック・ソーシャルワークの支援技術を兼ね備えるとともに、対象者と対立するニーズやデマンドに介入するためには、高度な面接技法やアセスメント力が求められる。

そのため、ロールプレイによる保護者面接の技法を学ぶことやこども家庭福祉に関する制度・政策を理解することは大切である。しかし、最も基本的なことは、「こども虐待の構造を理解すること」、「親を理解すること」、「こどもを理解すること」ではないかと考える。児童福祉司は、この三つの理解をもとに相談援助を行っている。これらの理解を深めることができ、かつ、ソーシャルワークにおいて実践できるスキルが求められる。言い換えれば、家族に生じている課題を全体像として示し、課題を焦点化して現象の起点を探ることが求められる。つまり、児童福祉司の専門性は、こどもを親から分離して一時保護する強制的介入による行為や対峙する親との面接をうまく交す技術では決してない。なぜ、この虐待が生じているのか発生機序を理解し、親の生育歴や背景から今生じている現象を説明でき、こどもの置かれている環境の状態を理解し、人と環境に働きかける「ソーシャルワーク」ができることである。

そのバックボーンとして、こども虐待対応の方法論だけではなく、予防と支援の連続性の発想を有していることが重要である。こども虐待の発生機序やこどもと親の言動が意味する真意を理解し、ソーシャルワーカーとしての倫理観・権利擁護の視点を有し、実践できるスキルを備え、こどもとその家庭にとってのウェルビーイングの目標を提案でき実現に導くスキルが、児童福祉司の専門性であると言えよう。

2 福祉行政における専門性の発揮

2-1 福祉事務所及び高齢者虐待対応部署の業務

第二筆者は、2011年度から2015年度の4年間に渡って児童福祉司として勤務した。その後、2015年度からは生活保護担当課に、2021年度からは高齢者福祉担当課に異動した。いずれも組織体制上は福祉事務所の一部に位置づけられ、職員は社会福祉主事（以下「CW」という。）として任用される。このように、異動を機に児童福祉司経験者がCWへ転身する例は珍しくない。

福祉事務所は、社会福祉行政を担う第一線の現業機関であり、生活保護・児童家庭・高齢者・障害者等地域住民の

福祉を図るために設置されている。とりわけ生活保護のイメージが浸透しているため、CWの配置数も手厚い。

1950年に施行された現行の生活保護法では、その目的として「最低生活保障」と「自立助長」が明記されている（法第1条）。立法者の一人である小山（1951）は、生活保護制度が「社会保障の制度であると同時に社会福祉の制度である所以を明らかにしよう」として、自立助長を盛り込んだ旨説明している⁽⁸⁾。この「自立助長」を巡っては、旧生活保護法で怠惰者や素行不良者を制度から除外した「欠格条項」の代替として現行法に組み込まれたとする批判的な見方⁽⁹⁾や、公的扶助にケースワークをどう位置づけるかを巡って行われた「仲村・岸論争⁽¹⁰⁾」のように評価が二分されるころではあるが、現状の福祉事務所では、公的扶助とケースワークが一体的に提供され、運用されている。

「自立」についても、被保護者の経済的自立を指す「就労自立支援」のみならず、「日常生活自立支援」「社会生活自立支援」も含めた幅広い自立観⁽¹¹⁾が掲げられ、「ケースワーク」から環境や社会全体との調整・変革を目指した「ソーシャルワーク」への転換が求められている。

高齢者福祉担当課では、環境上及び経済的理由によって居宅生活困難者を対象とした養護老人ホームの入所措置（法第11条第1項第1号）や、高齢者虐待等により虐待者からの保護、分離を目的とした特別養護老人ホーム等への「やむを得ない事由」による措置（法第11条第1項第2号）に関与した。本市の場合、所管する委託型地域包括支援センターが、在宅での中軽度の虐待ケースを支援し、保護や措置が必要な重度な事案には当該が直接ケース対応を行い、シェルターでの一時保護や前述の措置を講じるほか、市長による成年後見制度申立ての活用を含め検討していく。

次節以降では、児童福祉司経験者が培った専門性をいかに福祉行政のフィールドで発揮できるか検討すべく、第二筆者の実践を中心に記述する。

2-2 福祉事務所における実践

ひとり親世帯は、一人で二人親の役割を担わなければならないほか、未だ根強く残っている社会的偏見や差別によって様々な生活困難に直面しやすい⁽¹²⁾。例えば、家事や就労の両立の難しさ、元夫との離婚やDVによる心理的外傷、親族関係の希薄さ等からこどもの養育負担が大きくなれば、マルトリートメントの発生が不安視される。同時に養育される子どもにおいても、不安定な養育環境によって勉学に力が入らず学力が低下したり、不登校や非行等の問題行動が見られるようになる。何よりも、経済的基盤の脆弱さ故に、親から子への「貧困の世代間継承」を生み出す要因にも繋がりがかねない⁽¹³⁾。

こうした複雑な事情を抱えるひとり親世帯に対し、CWは定期的な訪問調査を通じて自立助長に向けた相談支援を行う。しかし、CWの基礎資格とされる「社会福祉主事任用資格」はいわゆる「三科目主事」と揶揄されるように、必ずしも社会福祉の専門的な教育・訓練を受けているとは言い難い。

一方、児童福祉司経験者であれば、こどものアドボケイトとして、専門性に裏付けされた助言・指導が可能となる。例えば、マルトリートメント防止の観点から母子関係を丁寧にあセスメントし、生活課題の度合いから関係機関による支援・診断・介入が必要と判断されれば、児童相談所や医療機関等適切な関係機関に繋げ、専門的な支援ネットワーク体制を構築することが可能である。

さらに、筆者が取り組んできたように、こどもの下校後に合わせて家庭訪問したり、夏季・冬季休暇時に来庁してもらう等工夫しながら、意識的にこどもの「声」や「語り」を重視するだろう。その理由は他でもなく、こどもの権利擁護にある。世帯主である保護者のニーズと、世帯員であるこどものニーズは必ずしも一致するとは限らず、時には乖離することもある。福祉事務所では、世帯主のニーズを優先した支援が展開されがちであるが、こどもの視点から生活課題を捉えることで、潜在化しているニーズを掘り起こすことができる。

筆者は、ひとり親世帯の支援ケースで、こどもの声から、自宅でも学校でもない第三の「居場所」を求めていることに気づき、「子どもの学習・生活支援事業」に繋いだ事例がある。他にも、ひとり親にパラサイトシニート状態にあった青少年に対し、意識的対話を重ね、就労支援に伴走し自立に繋げた事例がある⁽¹⁴⁾。

このように、福祉事務所において、児童福祉司経験者は、こどものアドボケイトから潜在的なニーズを可視化させると共に、こどものニーズ充足に向けて多様な社会資源を駆使しながら、個々に応じた自立助長に貢献することが可能であると考えられる。

2-3 高齢者虐待対応部署における実践

高齢者虐待は年々増加傾向にあり、2022年度の高齢者虐待の相談・通報件数は、養護者による虐待38,291件、養介護施設従事者等による虐待2,795件と共に過去最多を記録した⁽¹⁵⁾。老々介護や認認介護、8050問題等によって引き起こされる悲惨な虐待や介護殺人事件が全国的に後を絶たない。さらに、専門職配置が追い付かず、一般事務職が虐待対応業務に従事せざるを得ない自治体が存在する等、虐待対応を取り巻く困難さが浮き彫りになっている。

児童虐待と高齢者虐待を臨床の視点から比較すると、虐待類型や統計手法、組織体制といった外形的な相違の他、

通告（通報）の捉え方、初動対応に遵守されるルール、一時保護や措置に係る処分対象や費用負担、司法の関与による権利の回復手段等、数々のスキームに差異が存在するため、実務的な課題が生じている¹⁶⁶。

一方で、虐待をそれぞれの対象の法律や運用体制の枠で狭く捉えず、児童や配偶者、障害者、高齢者等あらゆる虐待を網羅し「包括的虐待¹⁶⁷」の視点を持つことが有効視されている。この視点を持つことで、様々な虐待間での「共通項」を見出し、理解することが可能となる。例えば、虐待者の「否認のメカニズム」や、時間の経過とともに力関係が逆転する「被害と加害の逆転現象」、虐待そのものを「嗜癖（アディクション）」と捉える性質、PTSDや解離など「虐待を受けた後の反応と心理状態」が一例として挙げられよう¹⁶⁸。

児童福祉司経験者は、自らの経験則からこうした「共通項」を体得しているため、他領域における虐待対応についても様々な共通項を見出し、被虐待者と虐待者の関係や置かれている状況の理解が容易となる。

特に、高齢者虐待では、体に内出血が見られても転倒によるものか虐待によるものか簡単にはわからない¹⁶⁹。共存関係にあれば「育てた自分に非がある」、「子や家の恥をさらしたくない」等複雑な親側の思いが被害申告を躊躇させる場合もある¹⁷⁰。こうした事実確認や関わり難しさも相まって、分離や措置の判断が遅れ、重篤な被害に繋がる恐れがある。高齢者虐待では強制的介入が「下策」と見なされる一方¹⁷¹で、児童虐待では強制的介入を含めて専門的なソーシャルワークとして実践されており¹⁷²、児童福祉司経験者のリスクアセスメントにより躊躇せずに分離や措置の判断・実行が可能となる。

さらに近年では、孫を含めた三世代間の虐待事案が増加傾向にある。背景には、発達障害や精神疾患、ヤングケアラーといった複雑な事情が存在し、時には児童虐待と高齢者虐待の双方が同時に発生する事例も存在する。こうした複合化・困難化した事例に対し、世帯全体をクライアントとして捉えつつ、実効性のある支援体制を構築する試みとして「重層的支援体制整備事業」が本市をはじめ一部の自治体にて運用され始めている。既存の縦割り支援から横断的な支援への移行が求められる中で、児童福祉司経験者は支援会議等で旗振り役として活躍が期待されるものと考えられる。

2-4 福祉行政において児童福祉司経験者が発揮可能な専門性

児童福祉司経験者としての福祉行政における実践から見てきた専門性をまとめると、「横断的なソーシャルワーク」、「権利擁護の実践者」、「危機介入を含めたりスクマネ

ジメント」が挙げられる。

児童相談所では、援助方針受理会議を通じて組織的に援助方針を検討し、決定していく。その際あらゆるリスクを想定し、あるいは排除しながら一つの方針に辿り着く。当然ながら、援助方針会議では肯定的な意見のみならず、批判的な意見や厳しい指導が飛び交うこともしばしばある。第二筆者自身も、幾度となく心が折れそうになった経験をしてきた。しかし、振り返れば、それは児童福祉司としてケースの奥に潜むリスクを見抜けなかったことや、こどもの視点をなおざりにして保護者との摩擦回避を優先した方針を取ろうとしたために招いた結果であったと猛省している。

児童相談所における心理職や嘱託医師・弁護士等様々な職種からのスーパーバイズによって、自身のソーシャルワークを省察する機会に恵まれた。その結果、ソーシャルワーカーとして不可欠なジェネリック・ソーシャルワークを学び、福祉行政において関係機関との連携や社会資源の活用を含めた「横断的なソーシャルワーク」を培うことができた。

また、児童福祉司経験者であるCWの実践事例からわかるように、他領域においてもこどもの最善の利益を常に意識した「権利擁護の実践者」として、組織内でイニシアチブをとることができる。

さらに、児童福祉司経験者は、一時保護や法的介入といった危機介入におけるスペシフィック・ソーシャルワークの実践より「リスクマネジメント」に長けるため、虐待対応部署においてそのスキルを遺憾なく発揮し、危機介入とその後の家族再統合まで視野に入れた支援を展開することが可能であると考えられる。

3 保育所における専門性の発揮

3-1 変化し続ける保育所の業務

第四筆者は2002年から保育所に勤務し、2011年より1年間児童相談所一時保護所に勤務、2012年に部署内の異動により2019年までの7年間児童相談所の児童福祉司として勤務した。その後、再び保育所に異動となり現在に至る。

現代の子育ての現状として、核家族化やひとり親の増加及び発達障害等、発達や集団生活において課題持つこどもが一定数存在することにより子育てに困難を抱える場合が見られる。

保育所は文字通り「こどもの保育」を行う児童福祉施設である。しかしながら、上記に挙げた現状や時代の経過に伴う価値観の変化により、社会のニーズも変化してきている。また、少子化や待機児童の解消、小学校との連携強化及び幼保連携型認定こども園の誕生など、単なる「こどもの保育」から現場は刻々と変化し続けている。

保育士として、こどもの養育と発達を促していくことのみならず、指導計画や関連する書類作成、保護者への対応や子育て支援と多岐にわたる業務をこなさなければならない。また、近年では障害を持つこどもや発達障害などの支援はもちろん、「医療的ケア児」の受け入れ²³も行う保育所が増えてきた。これまでの保育に関する知識に加え、障害、医療等、より専門的な知識の習得を求められるようになってきた。

3-2 保育所における実践

昨今の保育所の業務において、こどもの保育は当然のことながら、保護者に対する「子育て支援」業務が重要視されている²⁴。

児童相談所を経験する前に、保育所で勤務していた当時は、「こどもの保育・発達」が第一であると考えて保育業務にあたっていた。また、保護者から相談を受けた時には「いつも保育をし、こどもの発達に責任を持っているから」という驕りもあってか、保護者の思いや考えを十分に聞く前にアドバイスを去っていた。

ところが、児童相談所で児童福祉司として様々な保護者と向き合った後、再び保育所へと勤務地を移した事で、自分の中にある変化が起こっていた。子どもの発達を念頭におきつつ、保護者の思いや考えを「傾聴」し、「共感」することで、保護者に「この人は自分の事を分かってくれる」という安心感や信頼関係を構築していくように努めていることに気づいた。また、こちらの考えを押し付けるのではなく、いくつかの方法を提案することで、保護者が良いと思った方法を「選択」してもらい、保護者自身に決定を促すようになった。

児童福祉司として保護者との面接時においては、「こどもの最善の利益」の保障のもとに、特に虐待への対応の時には毅然とした態度で保護者と対峙し、保護者と対立することも辞さなかった。しかし、再び保育の現場で保護者と関わる時には、いかに良好な信頼関係を維持できるかという視点に立ち、例えば、保護者にとって耳障りとなる内容の話をしなければならぬ時には言葉を選んだり、伝えるタイミングを慎重に考えたりしなければならぬ事をいつの間にか実践していた。

3-3 関係機関との連携

児童虐待の防止等に関する法律第5条（児童虐待の早期発見等）に記述の通り、保育所は虐待防止において最前線の機能を果たすべき施設である。毎日、こどもが保育所に通うことで、こどもの安全は一定、確保されることは児童福祉司の経験で痛感している。モニタリングにおいて、保育士が直接こどもを目視するポイントが的確となり、保

護者の些細な言動や態度の変化に対して張るアンテナの精度も児童福祉司の経験により高まったと考える。異変に気付けば、すぐに所長や職員に相談、報告を行う。児童相談所への通告、相談も躊躇せず、その後の経過観察も要対協の構成メンバーとして、見守りネットワークの一端を保育所が業務として支えることに何の抵抗もなくなった。

さらに、児童相談所では、虐待対応だけでなく、養育相談や療育手帳の交付の業務に携わることも多く、生活保護担当課、障害関係課、保健センターや医療機関等、様々な機関と連携も経験した。その経験や知識は、保育所に戻ってからも有効であり、保護者から発達や養育の相談を受けた際に、広い選択肢としての情報提供が可能となるのと同時に、筆者自身の実践装備の拡充となったと考える。

3-4 ソーシャルワークの視点を持った保育士

こどもや保護者と密接に関わる時間が長い保育士は、こどもの不自然な言動や傷・あざ等、虐待を疑われる状況への早期発見、早期対応が求められる。また、保育所への入所から修了まで、最長6年間に渡り保護者とともに継続的に支援を行っていく必要がある。

さらに、児童福祉司経験者として培ってきた虐待対応を含めたソーシャルワークのスキルは、保育現場において、こどもの見守り及び保護者支援において、非常に有効である。例えば、ソーシャルワークの知識やスキルを習得した職員が一人でも各保育所に配置されれば、保育所内で虐待を疑われる事案が発生したり、養育支援が必要とされる保護者がいたりした場合に、組織内で「保育所でここまでは支援可能」、「ここからは関係機関での援助が必要である」という判断が行え、切れ目なく、よりスムーズに関係機関との連携や見守りが可能になると考えられる。そのため、保育士が対象となる研修において、虐待対応、保護者との面接及びケースワークの技法など、より専門的な研修を充実させることで、個々の保育士のスキル向上、虐待防止、子育て支援の最前線の拠点としての機能が更に強固なものとなることを期待したい。

4 研修機関及び大学における専門性の発揮

4-1 虐待・思春期問題情報研修センターの業務

西日本こども研修センターあかしは、横浜市にあるこどもの虹情報研修センターに次いで、2019年4月に創設された国の虐待・思春期問題情報研修事業を実施する機関である。その事業は、こどもや家庭への支援における高度な実践力を有する指導者を育成すること、全国的なネットワークを形成すること、新たな知見や技術の普及を通じて、わが国におけるこども虐待および思春期問題への支援の質の向上を図ることを目的として実施されている。こども虐待

に関わる支援者のリーダーを対象とした研修を実施し、研修を受講された方々が地域で知識や技術等を広めてもらうことをねらいとしている。

初代の研修センター長に就任した小林美智子氏は、この研修事業に対する基本姿勢について、「研修ニードは、機関や職種の違いだけでなく、生き物のように短期間に変わり続けるために、そのニード変化や把握と、ニードにあう研修プログラムを作成し続ける²⁵⁾」と述べている。

研修企画の業務には、支援者たる受講者の方が求めている最新のニードをつかむことが必修である。研修企画を立案する時点の最新のニードは、半年後、あるいは1年後には受講者のニードであるとは限らない。小林氏が言う「研修ニードは生き物のように短期間に変わり続ける」は、そのことを示唆している。つまり、研修企画の業務は、原点を理解しつつも、変化しうるニードに対して、少し先にどのような課題が生じるのかなど、予測される課題を発見し、そのことをリサーチする能力が求められる業務であると言える。

4-2 研修企画において児童福祉司経験者が発揮可能なスキル

児童福祉司が研修企画の業務に携わるとどうなるかを考えてみる。こども虐待対応の最前線にいる児童福祉司は、現場で生じる課題を発見することに長けている。現場経験者だからこそ、施設・在宅にかかわらずこどもの置かれている状況を理解し、親の生育歴や背景を知り、虐待の世代間連鎖の意味がわかると共に、支援者支援の必要性が理解できる。そのような発想のもと、研修が企画されると、単なる研修委託事業者とは異なる、受講者の最新・最適のニードに近い企画内容を提案することができるだろう。

また、児童福祉司たるソーシャルワーカーに求められる技術として挙げられているネットワークング、コーディネーション、ファシリテーションなどは、ソーシャルワーカーとして基本的なスキルである。これらを具体的な研修企画業務に落とし込むと、コーディネーションは、講師を調整することだけでなく、ダイナミックに研修企画全体を調整していくことにつながる。また、研修内容に設定したファシリテーションも各種会議の司会進行などの業務も同様に活かせることができる。

この他、アセスメントやチームアプローチなども研修の準備・企画・実施・実施後の分析に不可欠であり、児童福祉司経験者は、児童相談所で培ったソーシャルワークの専門性をもとに発揮可能なスキルを有していると考ええる。

4-3 大学等における児童福祉関連業務

第一筆者が児童相談所の職員から大学教員になることを

目指したのは、大阪府職員時代、複数の先輩らが退職後、あるいは退職前に大学教員等研究職に転身していく姿を見ていたからである。そういったモデルがあったから児童福祉関連業務において児童福祉司の経験が活かせるものと捉えていた。

大学等の高等教育機関における児童福祉関連業務とは一つは保育士養成課程、もう一つは社会福祉士養成課程であろう。ただし、この二つのカリキュラムに収まらず、社会福祉、児童福祉、障害福祉というキーワードのもと様々なカリキュラムへの対応に投入されていると思われる。

また、児童相談所出身者の大学教員等への転身の場合、もともと児童福祉司（ワーカー職）であったか、あるいは児童心理司（心理職）であったかによって、それぞれ大きく社会福祉系と心理系に分かれるのではないかと想像していた。しかし、児童相談所が守備範囲の広い高度な専門機関として認識されていることもあり、心理職がソーシャルワークや特別支援教育を担当したり、ワーカー職がこどもの発達や心理を担当したり幅広く活用されているのが実態である。

筆者は、初任の花園大学において、元大阪市児童相談所長の教授の後任として採用、保育士養成課程の学科に配属された。そして、現在の金沢星稜大学においても保育士養成課程の学科に身を置いている。保育士養成課程には「こども家庭福祉」「社会的養護」「児童福祉施設における保育実習」などがあり、児童福祉司の知識と経験が十分に発揮できる。

また、こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出することを目的に「こども家庭ソーシャルワーカー」という新たな資格²⁶⁾が令和6年4月から導入される。今後は「こども家庭ソーシャルワーカー」養成課程のある高等教育機関も登場するであろう。そうなれば、ますます児童福祉司のキャリアが活かせる機会として期待できると考える。

4-4 大学等において児童福祉司経験者が発揮可能な専門性

児童福祉司から大学教員になって業務上有効だと思われることは、二つある。

一つは実務家教員として、こども虐待に関する現場の問題について臨場感や迫力を持って学生に伝えることができることである。児童相談所時代の現場における対応の様子を授業で話すと、一般論で話をする時とは大きく異なり、学生は顔を上げて集中して聞いている。30年間の福祉行政現場でのエピソードはリアルに伝わるのである。そして、その後、理論や制度と結び付けていくことで理解が深まる。

もう一つは、切実な相談業務に携わってきたことが、校内の相談活動や危機管理に活かせることである。現在、学内業務として学生相談の責任者をしている。児童相談所時代に出会った数えきれない様々な子どもたち（乳幼児から学齢児、そして思春期心性を有する青少年）との出会いは、大学に入学したものの、進路や人間関係で悩む学生達と真正面から向き合うことに何の躊躇もない。自己決定の可能な成人であることに留意し、人格を尊重しながら家族病理や個人の特性等の課題を一緒に考えることができるのも児童福祉司の経験があってからこそと考えている。

児童福祉司経験者が大学等の高等教育機関において発揮可能な専門性をまとめると、一つ目として人を理解する洞察力、二つ目としてリスクを見据えながら個人及び集団と協働・連携していくコーディネート力ということに集約される。それらは児童福祉司のソーシャルワークの他分野への活用ということに他ならない。

5 他領域において児童福祉司が発揮できる専門性

5-1 児童福祉司のキャリアパス

児童福祉司の場合、多様なキャリアパスがあり、保健師のように統一した明快なキャリアラダー²⁷⁾は見当たらないが、2022年3月の国の委託調査研究によれば、福祉専門職全体、あるいは児童相談所職員に限定した人材育成計画（キャリアパス、キャリアラダー、キャリア教育）の状況をみると児童相談所設置自治体のうち3割程度が人材育成計画を策定²⁸⁾している。また、キャリア区分として、指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー、以下SVという。）は、「児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者であって、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない²⁹⁾。」とされている。このことにより児童福祉司のキャリア区分は1～5年及び5年以上と二分されるが、以前はSVになるには10年が必要とされていたことや、現場感覚としても5年でSVは早いと感じているのではないだろうか。人材確保の困難を背景に促成栽培が余儀なくされたと考えられるが、筆者としては1～5年、5年～10年、10年以上の3区分は必要かと考える。一方、過半数の自治体は、異動・配属に係る望ましい考え方として「ほかの福祉関連部署の経験もさせた上で育成したい」と回答³⁰⁾しており、純粹培養ではなく、児童相談所以外の経験も加味したキャリアパスを想定している。

児童相談所運営指針³¹⁾から法定研修である児童福祉司任用前講習会及び児童福祉司任用後研修の到達目標をみると、こども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）としてこどもの権利を守ることを最優先

の目的としたソーシャルワークを行うことができるとされている。また、児童福祉司スーパーバイザー研修の到達目標をみると、児童福祉司としての到達目標を達成していることが前提であるとしながら、こども家庭ソーシャルワークとしてこどもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる。そして、適切なこども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる³²⁾とされている。つまり、ソーシャルワークを自在に駆使できるかどうか問われている。

また、新たな認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」に求められる専門性についてもしかりである。この資格を取得する場合、こども家庭福祉の実務経験者及び保育所等保育士には指定研修100.5時間に加えて、それぞれ97.5時間、165時間がプラス³³⁾されており、科目名からも、ソーシャルワークに係る研修カリキュラムが相当、重視されていることがうかがえる。なお、今後、一層の増員が見込まれる児童福祉司の人材養成計画については自治体ごとに特色ある取り組みを行っているものの、全国的なものとして普遍化されておらず、その方向性や在り方を後進らに、しっかり明示していかないと、重圧な業務ゆえ希望や目標が持ちにくく、ややもすると早期離職やセカンドキャリアへの移行を促進する可能性も危惧する。

5-2 まとめ

児童福祉司経験者が他領域で活用している専門性について、まず、第1章の第2節で井上は、「ソーシャルワーク」ができることを挙げた。また、第2章第4節で三和は専門性を「横断的なソーシャルワーク」「権利擁護の実践者」及び「危機介入を含めたリスクマネジメント」としてまとめている。そして、第3章第2節では池田が「保育所におけるソーシャルワーク」と「関係機関との連携」に寄与することを強調した。さらに、第4章で井上及び川並は、それぞれ研修企画及び高等教育機関においても業務上の幅広い対人援助場面においてソーシャルワークが展開可能であることを述べた。

改めて児童福祉司経験者の専門性の中身を精査すれば、一言で「横断的なソーシャルワーク」に他ならないが、児童福祉司の最大の特徴として、最も意見を言えない立場にある「こどもの権利擁護の実践者」を経験していることが重要であろう。つまり、どの局面においても最も弱い立場にあるクライアントの支援を優先したマネジメントが想起できるかである。

また、児童相談所はその機能として、法的な権限を有するものの自ら提供できるサービスは何もない。福祉事務所の生活保護費のような切り札もない。このため、必要となるのが「他機関」あるいは「多機関」との連携である。嫌

な相手にも頭を下げて依頼する、顔の見える関係づくりのために電話で済まらず、アウトリーチする（そのため、電話をかけるがいつも不在という苦情は多い。緊急案件以外は帰庁後、必ず折り返しコールなどで対応している）。これらの経験は他部署において、人間関係づくりに相当役立っている。あの人は特性があるからこういう説明では伝わりにくいだろうとか、この組織のキーパーソンは誰であり、誰にアプローチすれば効果的か等も見立てることができる。

さらに児童福祉司業務においては、相談ニーズがあろうとなかろうと、こどもの健康や命を守るために加害者である保護者や時には関係機関と対峙することを余儀なくされる。そして、どんなにこまめに家庭訪問していてもひとたび虐待死亡事故が発生すれば「何をしていた。リスクマネジメントはどうだった」と世間から責められる。自身も相当なショックを受け、傷つく。そうならないために児童福祉司は「危機介入を含めたリスクマネジメント」を徹底する。「自分でこけた」と話す顔に傷のあるこどもの発言や「この子を産むんじゃなかった」と語った保護者の一言を決して受け流さない。大げさではなく児童福祉司は毎日が危機管理である。それゆえに児童相談所から他部署へ移ってからの問題事案の発生について、協議、判断の場面において、権利侵害かどうかという基準がいつの間にか自分の中に根づいていることに気づく。

また、ソーシャルワークというスキルをベースに、ま

た、あの人に会ってみよう、相談してみようという気持ちをクライアントに引き起こさせるコミュニケーションと繋がりが持てれば、危機管理がもっとし易くなることも重々承知している。

2006年に開設した金沢市児童相談所は、児童相談所としての歴史は浅く、ソーシャルワークの蓄積は十分とは言えない。しかし、当児童相談所の立ち上げ前夜の2005年度から2018年度末までの間に児童福祉司を経験した4名が、現在それぞれ、児童相談所とは全く異なる環境において、児童福祉司の経験で培った専門性を駆使していることは、エビデンスとして重要である。総合すれば、児童福祉司経験者は、こども以外の福祉現場においてももちろん、研修機関、教育機関等あらゆる対人援助業務において、その専門性を発揮できることが証明されたと言っても過言ではないだろう。

おわりに

最後に本稿執筆者4名中、最年長者であると言うことで、ソーシャルワークを実践中の3名に以下のエールを送りたい。これからも「権利擁護支援の実践者」として、「関係部署との連携・調整」を図り、「危機介入を含めたリスクマネジメント」に専念していただきたい。そのことが人を理解し、全人格的に支え、自他のウェルビーイングの実現に寄与することにつながると信じている。

注

- | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| (1) 厚生労働省 (2023) 「令和3年度福祉行政報告例の概況」
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/21/dl/kekka_gaiyo.pdf (2023.8.26閲覧) | 花園大学社会福祉学部
金沢星稜大学人間科学部
三和直人 第2章 | 2015年～2017年
2017年～現在に至る |
| (2) 厚生労働省 (2023) 「令和4年度における児童福祉司・児童心理司の配置状況について」『第53回社会保障審議会児童部会資料6-1』
https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001071893.pdf (2023.8.26閲覧) | 金沢市児童相談所
金沢市生活支援課
金沢市福祉政策課
井上 景 第1章, 第4章 (1, 2)
金沢市児童相談所 (準備室含む) | 2011年～2015年
2015年～2021年
2021年～現在に至る
2005年～2008年 |
| (3) 才村眞理 (2003) 「児童虐待防止における自治体ソーシャルワークに関する一考察」『社会福祉学』43(2), pp.33-45 | 大阪府富田林子ども家庭センター
大阪府池田子ども家庭センター
大阪府中央子ども家庭センター | 2009年～2012年
2012年～2014年
2014年～2018年 |
| (4) 平成22年度金沢市こども総合相談センター事業概要, p77 | 甲南女子大学
西日本こども研修センターあかし | 2018年～2019年
2019年～2023年 |
| (5) 児童相談所関連データ「児童福祉司, 児童心理司の配置状況について (令和5年4月1日現在)」こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ, 令和5年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料, p744 | 長野大学社会福祉学部
池田貴昭 第3章 | 2023年～現在に至る |
| (6) 4名の児童相談所従事期間及び異動後の所属
川並利治 第4章 (3, 4), 第5章 | 金沢市児童相談所
金沢市立薬師谷保育所
金沢市立矢木保育所 | 2011年～2018年
2018年～2019年
2019年～現在に至る |
| 大阪府富田林児童相談所 1990年～1994年
大阪府東大阪子ども家庭センター 2001年～2002年
大阪府池田子ども家庭センター 2002年～2004年
金沢市児童相談所 2008年～2015年 | | |
| (7) 厚生労働省『令和3年度福祉行政報告例 児童福祉』第3表 | | |

- (8) 小山進次郎 (1951) 『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』中央社会福祉協議会, p84
- (9) 村田 (2018) は、現行の生活保護法立法者の一人である元厚生省保護課長の小山進次郎氏が、怠惰者や素行不良者を社会の一員として「更生」させるためにケースワークを活用しようとする意図があったことを指摘し、「『欠格条項』の代替としての『自立助長』」と述べている。詳細は、村田隆史 (2018) 『生活保護法成立過程の研究』自治体研究社, pp239-240を参照されたい。
- (10) 1956年当時日本社会福祉事業大学教授であった仲村優一氏の論文「公的扶助とケースワーク」を契機に、当時日本福祉大学教授であった岸勇氏が仲村氏の論文への批判を行い、その後も議論を展開し、1963年の第1回公的扶助研究会全国セミナーのテーマにまで発展した一連の論争を指す。
- (11) 2004年の社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会の報告以降、経済的自立を指す「就労自立支援」のほか「日常生活自立支援」、「社会生活自立支援」が提起された。
- (12) 岡部卓 (2014) 『福祉事務所ソーシャルワーカー必携-生活保護における社会福祉実践』社会福祉法人全国社会福祉協議会, p120
- (13) 前掲書(12), pp122-123
- (14) 本稿で紹介した事例は、筆者の経験に基づいて抽象化した典型的な例として記載することで、本人が特定できないように個人情報保護への配慮を行っている。
- (15) 厚生労働省 (2023) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果 (2024.1.4閲覧)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001029242.pdf>
- (16) 三和直人・川並利治 (2023) 「福祉行政の臨床における児童虐待と高齢者虐待の特性に関する比較考察」『金沢星稜大学人間科学研究』16(2), pp.21-31
- (17) 橋本和明 (2007) 「第1章『包括的虐待』から見た人間関係の理解」橋本和明編『虐待と現代の人間関係-虐待に共通する視点とは-』ゆまに書房, pp4-5.
- (18) 前掲書(17), pp12-14.
- (19) 中村京子 (2012) 「わが国の高齢者虐待防止法の『虐待』定義に関する一考察」『社会関係研究』18(1), p.98
- (20) 前掲書(19), p.94
- (21) 森山慎吾 (2021) 「在宅での高齢者虐待の対応と予防-地域包括支援センターの事例から考える役割と今後」『月刊福祉』104(11), pp.18-22
- (22) 才村純 (2005) 『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣, pp.13-24
- (23) 本市も市立保育所にて2024年度から受け入れ予定である
- (24) 保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)第4章子育て支援
- (25) 子どもの虹情報研修センター『子どもの虹情報研修センター紀要』No.20 (2022)
- (26) こども家庭福祉の認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)検討概要 第53回社会保障審議会児童部会 令和5年3月14日 資料6-2
- (27) 自治体保健師の標準的なキャリアラダー(専門的能力に係るキャリアラダー)保健師に係る研修のあり方等に関する検討会 最終とりまとめ 平成28年3月31日, pp.12-14
- (28) 「地方自治体における子ども家庭福祉分野の人材養成・キャリアパス等に関する調査研究報告書」2022年3月みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
- (29) 児童福祉法第13条第6項
- (30) 厚生省児童家庭局長通知(参考1.2.3) 令和5年3月29日
- (31) 前掲書(26)キャリアパスモデルについて ~児童福祉司や子ども家庭福祉分野の相談支援職員の養成を検討する上での参考モデル~
- (32) 前掲書(24)ソーシャルワークに係る研修カリキュラム

参考文献

- 相澤仁 (2021) 「児童福祉司を中心とした子ども家庭福祉に携わる者の資質向上について-国家資格化に向けた養成課程や養成システムの在り方を視点にして-」『保健医療科学』70(4)
- 川並利治・井上景 (2018) 「児童福祉司養成に必要な実務の専門性とスキル-児童相談所スーパーバイザーの視点-」『金沢星稜大学人間科学研究』11(2)

